



されませんが、これはまたあとで御指摘があれば補完して御説明をさせていただくことにいたしました。

自衛権の問題でござりますけれども、ただいまおっしゃいましたように、安保条約それから平和条約、それから先ほどはお触れになりましたが、これは国際法上独立主権として個別の及び集団的の自衛権があるぞといふ個別の自衛権があるという、日本に自衛権があるということが宣言されておるわけでございます。その面と、それからわが国が国内法としてどういう形の自衛権行使できるかということは、これはわが国に関する限りわが国の憲法が記述しているところでございます。そこで、憲法の解釈といったしましては、これはもう国会で何十回となくお答えしておりますように、集団的自衛権は日本国憲法の許すところではないといふうにはつきり申し上げておるそのとおりでございます。個別的自衛権の意義につきましては、先ほどおっしゃいましたように、外務省から午前中御説明があつたようですがござりますので、そのとおりだらうと存じます。

○水口宏三君　いまの御答弁に対して午前申しあげたのであって、日本国憲法の何條にどういうことばによつて、個別の自衛権の行使は武力によって行なえるが、集団的自衛権の行使は行なえないと、どこにどういふことばで規定があるかをお示し願いたい。

○政府委員 真田秀夫君　日本国憲法の条章には、どこを見ましても、個別の自衛権はあるが、集団的自衛権はないといふことを明文をもつて書いてある個所はございません。これは御承知の通りでございます。問題になるのはやはり憲法九条でございまして、九条によれば、日本国は戦争を放棄する。それから国際的な紛争の解決の手段としては武力を使わないということをいつております。これが憲法九条の文言でございます。しか

は主権国といたしまして、自國の安全を放棄していないわけではない、國民の安全、國家の安全を放棄しているわけではなくて、やはり平和のうちに、國民はすべて平和のうちに生存する権利があるぞ、ということは、これは憲法の前文にも書いてござります。そういう規定を踏まえまして憲法九条を読みますと、そうすると、わが国に対して直接に急迫不正の外國からの侵害があつた場合に、日本の國家の安全を犠牲にしてまで手をこまねいて死を待つことを憲法が明定しているとはどうてい考えられませんので、そこで、独立國家として自衛の権利はあると、またそれに必要な最小限度の行動は憲法もこれを禁じている趣旨ではないというところが、そもそも議論の出発点でございます。そういう議論の筋道といたしまして、そこで先ほど申しました個別的及び集団的自衛権の適用関係を見ますと、そうすると集団的自衛権というのは、これもおそらく條約局長から御説明があつたと思いますけれども、わが国自身に対する攻撃がない、第三国といいますか、他国に対する攻撃があつた場合に、その他國がわが国とかりに連帶的関係にあつたからといって、わが国自身が侵害を受けたのでないにかかわらず、わが國が武力をもつてこれに参加するということは、これはよもや憲法九条が許しているとは思えない。憲法九条が許しているのはせいぜい最小限度のものであつて、わが国自身が侵害を受けた場合に、その侵害を阻止し、あるいは防ぐために他に手段がない、そういう場合において、しかもその侵害を防止するためには要最小限度の攻撃に限つて行なつてもよろしいといわゆる自衛権发动の三要件とか、三原則とか申されておりますけれども、そういうものに限つて、そういう非常に限定された態様において、日本も武力の行使は許されるであろうというのが政府の考え方でございます。

の中には、個別の自衛権ならば武力を行使してもよろしいという文句は全然ございません。よろしくござりますか、そういう文句は全然ないわけですよ。ただあなたの御解釈で、日本は独立国であるから自衛権を持つてゐる、この点に対してもわれわれも否定をいたしておりません。ただわれわれが問題にしておるのは、憲法第九条は、自衛権の行使の形態として武力を用いることを禁止しているという解釈に立つておる。皆さん方は、いろいろよりは、すなわち佐藤内閣は、自衛権の行使の形態として武力を用いることを憲法は禁止していないという立場をとつておるわけです。そこであなたたは、何か集団的自衛権であると、これは非常に何と申しますか、個別の自衛権から見ると危険なものである。個別の自衛権の発動ならばこれは最小限度だからいいんだというふうに言つておりますけれども、国連憲章五十一條を見ても、これはまさに独立国の固有の権利として個別または集団的自衛権ということで、その間に何らの差別なしに固有のものとして自衛権を認めているわけですね。そういたしますと、あなたのおっしゃつてることは、全くかつてにあなたがそう解釈していられるだけであつて、憲法第九条の条文に照らしても、国連憲章第五十一条に照らしても、個別の自衛権の発動なら武力は用いるが、集団的自衛権の発動の場合には武力は用い得ないとか、あるいは日本には集団的自衛権の発動はできないんだなどといふ解釈はどこからも出てこないというふうに私は思ひます。どうしてその解釈がどこから出るのですか。

うことを行なつても、外国はわが国をして国際法違反であると、国際法的に見て違法な行為をしたのだというべき立場にはないということだらうと思います。これは国際法の面でございます。そこで、それが国際法の面でございますが、国内的に、わが国がどういう形で武力を行使するかと、どういう場合に武力の行使が許されるか、あるいはまた禁止されるかということは、わが国の憲法がきめているところでございまして、そこで憲法の話を先ほど申しましたが、一口に自衛のためには武力を行使してもいいんだというふうには申しておらないわけでございまして、そのためには三要件のもとにおいてのみ許されるというのが憲法のぎりぎりの解釈であると、かように言つてゐるわけでございます。

回答してくださいよ。

○政府委員(真田秀夫君) これはもう先ほどの線り返しにならうかと思いますけれども、自衛権の行使の手段として、無条件で武力を使つてもいいんだというふうには言っておらないわけでございまして、前々政府がお答えしていますように、三原則、三要件のもとにおいてのみ、非常に限定された形で、万やむを得ないという場合に限つて、その限度の武力の行使が許されるだらうということでございます。それでそういう解釈が出てくるゆえんのものは、先ほど申しましたように、一国の主権国家として自分の国の安全を犠牲にしてまで手をこまねいて待つておれということを憲法が命じているはずはなかろうというところから出発している、こういうふうに理解しております。

○水口宏三君 あなたのおっしゃる三要件というものを具体的に言つていただきたいということ、それから私がこの議論を出しました発端は、一九六九年十一月の佐藤・ニクソン会談の中で、韓国のは日本の中安全にとって緊密な関係にある。台湾の安全も日本の安全にとって重要なものであるということを合意し、世界に宣言をしたわけなんです。そうなりますと、韓国の安全が脅かされる、つまり韓国が武力攻撃を受けた、こういう事態、こういう場合には即日本の安全を脅かされたということになるではないか。これこそまさに集団的自衛権の行使ということ、少なくともぼくは解釈としては、あなたの方の立場に立つて当然出てくる結論ではないかということを伺つてゐるわけです。まずあなたのおっしゃる三原則なるものと言つていただくことと、いまの日米共同声明の中の韓国条項は特に一番重要だと思うのです。それとの関連を、御説明を、御答弁を願いたい。

○政府委員(真田秀夫君) 普通に自衛権行使の三原則といわれているものにつきましては、先ほども触れておきましたけれども、まず場合といたしましては、わが国に対して外国からの武力攻撃が行なわれたということでございます。第二番目ににおいては、その武力攻撃を防ぐために他に方法が

ない、武力をもつて反撃するよりほかに方法がないという非常に切迫している場合、それが第二の要件でございます。それから第三番目の要件とい

たしましては、かくして発動される武力行使は、外國からの武力攻撃を防止する必要最小限度に限るということでございます。

それから韓国についての、韓国条項についての御質問でございますが、これはわが国の自衛権行使の三要件とは関係ございませんで、いま申しましたように、わが国に対する武力攻撃があつた場合に日本の個別的自衛権は限定された様様で発動できるというだけのこととござりますから、韓国に対する脅威が、危害がありまして、これは

直ちにわが国の自衛権が発動することになるとは毛頭考えておりません。

○水口宏三君 それでは、これはどうも法制局と

防衛庁と外務省と三者三様の解釈をなさつてゐる

事、國の防衛に関する三様の異なる解釈がある

ということは非常に危険だと思う。防衛局長官は、海外派兵は憲法によって禁止されているとおつしやった。外務省の条約局長は、その集団的自衛権の問題については、わが国の安全に密接な関係ある国が武力攻撃を受けた場合、当然この武力攻撃をわが國への集団的な自衛権の発動の対象となり得るものであるが、われわれはそれをしない

ただけであります。そこで、そういう一般的なことを申し上げただけでございます。

○水口宏三君 あなたの答弁はそうだったとい

うことで、ただしあくまでこの武力攻撃をなさつた。い

うだけだというような御答弁をなさつた。

○政府委員(高島益郎君) 憲法につきましては、

私、実はそういう御答弁をする資格がないもので

とができないというふうに申したつもりでござい

ます。

○水口宏三君 いや、私は、それであなたに、憲法のどこに書いてあるかと言つたらば、憲法にはそういうことは書いてございません、ただわれわれはそういう立場をとっているんだとおっしゃつただけですね。そうでしょう。

○政府委員(高島益郎君) 憲法につきましては、

ただけであります。そうして、そういう一般的なことを申し上げただけでございます。

○水口宏三君 防衛局長官非常に苦しい御答弁をなさつておりますけれども、自衛権そのものは、これは個別のであれ集団的であれ、その国の安全を守るということを前提にしての権利ですね。決して自分と仲のいい国が攻められたからその仲のいい国を助けに行くんだという、そういう考え方じゃないんですよ。そうでしょう。これはあくまでわが国の安全のための権利ですね。そうすると、個別の自衛権と集団的自衛権の差はどこにあるのですか。個別の自衛権の場合には、わが国の武力によってこれに対抗する場合、集団的自衛権の場合にはわが国の安全が危殆に瀕した場合、そういう認定に立ったときに、わが国と他国が一緒になってこれに對して武力的抵抗を行なうということですが、これがいわば武力による集団的自衛権の行使ですね。そうでしょうね。そうなれば、憲法の条章をどう考えてみても、憲法というものはあなたの方の解釈によれば自衛権を否定していない。私もそう思います。ただし私たちには、武力による自衛権の行使は否定していると考へる。しかしながら私は何回も申し上げるように、そういう立場を持つていて、それでは日本政府が何で日米安保条約の前文の中で、あえて集団的自衛権を持つていて、それを確認をし、世界に公表をしたのですか。

○政府委員(高島益郎君) 私の午前中の答弁につ

きまして少し誤解があるのではないかと思ひます

ゆる第九条によつてできない、その手段はない。

これは私午前中もそんなようなことを申し上げたつもりであります。それが第三番目の規定してあるんだ。これは明文的な記述はございませんが、あの九条というものは、国際紛争を解決する手段として武力を用いることは禁じております

が、座して死を待てとはいつてない。そこで主

權の存するところ、にわかに不正の侵略があつた場合に最小限の抵抗は当然これは認められるといふふうに現在なつておるというふうに申したつもりでございます。ただ日本につきましては、たつもりでございます。ただ日本につきましては、憲法上の制約があるためにこの権利行使することができないというふうに申したつもりでござい

ます。

○水口宏三君 防衛局長官非常に苦しい御答弁をなさつておりますけれども、自衛権そのものは、これは個別のであれ集団的であれ、その国の安全を守るということを前提にしての権利ですね。決して自分と仲のいい国が攻められたからその仲のいい国を助けに行くんだという、そういう考え方じゃないんですよ。そうでしょう。これはあくまでわが国の安全のための権利ですね。そうすると、個別の自衛権と集団的自衛権の差はどこにあるのですか。個別の自衛権の場合には、わが国の武力によってこれに対抗する場合、集団的自衛権の場合にはわが国の安全が危殆に瀕した場合、そういう認定に立ったときに、わが国と他国が一緒になってこれに對して武力的抵抗を行なうということですが、これがいわば武力による集団的自衛権の行使ですね。そうですね。そうなれば、憲法の条章をどう考えてみても、憲法というものはあなたの方の解釈によれば自衛権を否定していない。私もそう思います。ただし私たちには、武力による自衛権の行使は否定していると考へる。しかしながら私は何回も申し上げるように、そういう立場を持つていて、それでは日本政府が何で日米安保条約の前文の中で、あえて集団的自衛権を持つていて、それを確認をし、世界に公表をしたのですか。

○政府委員(高島益郎君) 私の午前中の答弁につ

きまして少し誤解があるのではないかと思ひますので、ちょっと訂正させていただきますけれども、私は、自衛権というものを、日本についての説明としてはなく、一般的な説明がどういうものかというお話をございましたので、集団的自衛権というふうに現在なつておるというふうに申したつもりであります。たゞ、それは国と密接な関係のある国に対しても、武力攻撃があつた場合に、これをその武力をもつて援助する、防衛するという権利である、こういう権利は国際法上すべての国が持つてゐる、こういうふうに現在なつておるというふうに申したつもりでございます。ただ日本につきましては、たつもりでございます。ただ日本につきましては、憲法上の制約があるためにこの権利行使することができないというふうに申したつもりでござい

ます。

○水口宏三君 防衛局長官非常に苦しい御答弁をなさつておりますけれども、自衛権そのものは、これは個別のであれ集団的であれ、その国の安全を守るということを前提にしての権利ですね。決して自分と仲のいい国が攻められたからその仲のいい国を助けに行くんだという、そういう考え方じゃないんですよ。そうでしょう。これはあくまでわが国の安全のための権利ですね。そうすると、個別の自衛権と集団的自衛権の差はどこにあるのですか。個別の自衛権の場合には、わが国の武力によってこれに対抗する場合、集団的自衛権の場合にはわが国の安全が危殆に瀕した場合、そういう認定に立ったときに、わが国と他国が一緒になってこれに對して武力的抵抗を行なうということですが、これがいわば武力による集団的自衛権の行使ですね。そうですね。そうなれば、憲法の条章をどう考えてみても、憲法というものはあなたの方の解釈によれば自衛権を否定していない。私もそう思います。ただし私たちには、武力による自衛権の行使は否定していると考へる。しかしながら私は何回も申し上げるように、そういう立場を持つていて、それでは日本政府が何で日米安保条約の前文の中で、あえて集団的自衛権を持つていて、それを確認をし、世界に公表をしたのですか。

○政府委員(高島益郎君) 私の午前中の答弁につ

して持つてゐる自衛権を發動し、その發動の形態として武力を用いるという解釈にならざるを得ないんじゃないですか。それにもかかわらずあなたがいんじやないですか。そこには憲法上集団的自衛権の行使は禁止されているんだと言つてゐる。ところが法制局のほうはそうではないに、一応自衛の三原則といふものをつくつた。これはかつてに内閣がつくつたんでしようね。憲法の問題ではございません、憲法には自衛三原則なんて何もないですから。ただ、たまたまいつの内閣のときですか、その内閣が憲法の解釈としてその三原則をつくつたにすぎない。こういうふうなものは憲法上の問題ではございません。憲法の解釈でいつでも変わる問題。むしろ基本的な考え方自身は、これは個別的自衛権の発動の場合の三原則でしょう、このあなたがおつしやった三原則というのは。しかし自衛権というものを、先ほど申し上げたように、それじゃあ日米安保条約の中で明らかに日本は集団的自衛権は放棄いたしますという文言でもあるならば別ですよ。何だつたら当時の国会論争をここにたくさん持つてきていますから示しましょうか。——藤山外務大臣は迫り詰められて、いやわが国は集団的自衛権を持つていいないと言つたんですよ。それであわてて法制局長官が、いやそんなことはありません、集団的自衛権というものも固有の自衛権としてあるのだ。それはそうでしよう、安保条約の前文に書いてあるんだから。あるけれども、これは行使いたしませんといつただけのことなんです。だから私の言うのは、そういう憲法上の問題とあなたの方の憲法の解釈論、いわば政策論とごっちゃにして、そのときどきに都合のいいことを言われたのでは困るのです。だから私はこの際、憲法との関連においてこの集団的自衛権の問題を明確にしておきたいと思うのです。

○政府委員(眞田秀夫君) 個別的自衛権と集団的自衛権とが自衛権という形では同じものである、その行使の態様において、あるいは要件において違つてゐるというふうな見方をするか、あるいは違う権利であるというか、これは観念のしかただ

うるうと思います。要は、結局独立主権国として自衛権がありますと、これは先生もお認めになつたとおりでございまして、これは国際的にも通用する。そのことは国連憲章五十一条にも明記されています。それで、それをわが国の立場として、わが国が日本国憲法のもとでいかなる行動がとれるかということは、それは日本国憲法の解釈の問題でございまして、それにつきまして非常に限定された形の、つまり先ほど申しました自衛権行使の三原則、三要件、このもとにおいてのみ行使が許されるだらうというふうに解釈しているわけでございまして、その解釈の結果、振り返ってみますと、それはもう個別的自衛権しか該当しない。これに該当する場合といふのは個別の自衛権のことである。つまり第一原則、第一要件が先ほど申しましたように、わが国自身に対して外国から武力攻撃があつた場合に云々というのが第一原則でございますから、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というのは個別の自衛権に限られると、こういうことになりますかと思ひます。

○水口宏三君 それはどうもすりかえがありますね。あなたのおっしゃる三原則というのは憲法に書いてあるんじやないんですよ。あなた方がそう憲法を解釈したわけでしょう。どうでしよう。だから私は申し上げるんですよ。憲法第九条の解釈にはいろいろあります。したがつてあなた方が、自衛権の発動の形態としてこの三原則を取り上げたと。このときには個別の自衛権とか集団的自衛権というることは論議になつていません。ただ自衛権の発動のむしろ要件としてこれを言つたにすぎない。ところがその後、国会の中でも集団的自衛権と個別の自衛権の問題が問題になり、特に一九六九年の先ほど申し上げました日米共同声明の韓国条項との結びつきでこれが問題になつたわけですね。しかも先ほどの条約局長の解釈、これは国際通念ですよ、集団的自衛権の発動の場合に。されば、あなた方がもしこの憲法第九条がそういうものを、自衛権の発動の形態として武力行使を

認めているなら、集団的自衛権を持つているわが国が最小限度の行動として、まあそれはきょう本議の佐藤さんの答弁を聞くと、今度のアメリカのペトナムにおけるあの行動もアメリカにとっての集団的自衛権の発動だと言つていいけれども、これはまさに拡大解釈であり、法的に非常に疑義があり問題にならないと思うのですよ。しかし少くとも一国の首相が、わが国の安全と緊密な関係に韓国の安全があるのだということを相手国の首相と合意し、これを宣言している。そうすると、その國が武力攻撃を受けるということは、これはまさに集団的自衛権行使の最小の限界内の私は問題だと思うのです。それを、あなた方の憲法解釈からいってそこのことについては一つも明確になつていられないじゃないですか。この三原則といふのはむしろ個別の自衛権の行使についてのあなたの方の三原則なんであつて、日米共同声明以後の憲法解釈論じありませんよ、それは、どうなんですか、法制局のほうは。

○政府委員(眞田秀夫君) 憲法はいろいろ解釈の余地が残つている点がたくさんあることは御承知のとおりでございまして、九条などというのはその最たるものであろうかと思います。で、先ほど来申しましているのは私たちの憲法の九条の解釈でございます。先生のおっしゃるのはまた先生のほうの御解釈だらうと思いまして、これはもう見解の相違と言うよりはかしようがないのでございまして、ここで私が、それじゃあごもっともござりますとということを言つて、私の見解を変えるということができるようなしろものでないことはおわかりだらうと思います。

それはまあとにかくいたしまして、私たちが三原則と言つているのは個別の自衛権の原則だけじゃないかと、集団的自衛権はできることになるじゃないかというような御質問があつたかと思ひますけれども、私たちはそういやございませんで、およそわが國が武力行使をできるというのはいまの三原則のもとにおいてのみであると、そこで第一原則が働きまして、結果としてこれは個別

的自衛権の態様においてしか武力行使ができないことになると、これは明々白々であろう。こういうふうに考えるわけあります。

○水口宏三君 それならば、私が何回も申し上げるよう、日米安保条約の中でわが国が集団的自衛権を持つていることを確認するというばかなことはあり得ないじやありませんか。いまあなたの言つてのことでは、集団的自衛権を放棄している、憲法に禁止している、そう解釈をおとりになつてゐるわけでしょう。ほくの解釈じやないですか、あなたの解釈ですよ。あなたの解釈としては、日本国憲法第九条は個別的自衛権を最小限度の形で武力を行使することは認めていると、ただし集団的自衛権の武力行使は認めていないという解釈をお持ちになつてゐるわけでしょう。じやなぜ一体日米安保条約の前文で、わが国が集団的な自衛権を持つてゐるということを日米の合意、むしろ確認してゐるんですよ、何でこれでもつて放棄してないんですか。

○政府委員(高島益郎君) お答えします。

これは国連憲章はもとより、日本の入つております諸条約――平和条約をはじめ日米安保条約、日ソ共同宣言、すべて主権国としての日本に個別の及び集団的自衛権があるということを書いてあります。これは先生のおっしゃるとおり、なるほど日本の憲法上の立場からしますと、理論的に自衛権を行使する方法は全くないわけでございまして、条約技術的に申しまして、日本については個別の自衛権だけしか持たないというふうなことを書くこともあるいは可能かと思ひますが、これはしかし国際法上の「國家として、主権をみずから国連憲章の規定のしかたに従つてすべてそういう方法で書いているわけございます。

○水口宏三君 外務省は日本国憲法に基づいて条約を締結しないんですね。日本国憲法とは無関係に、国際通念などということでもって日本国憲法に反することでも条約化するんですか。